

スタート

令和8年1月1日現在  
相模原市に住んでいる

いいえ

相模原市にへ住んでいないが、住民票がある場合、その旨の市・県民税申告を提出してください。○この表は目安であり、ご自身の状況によって、適切な申告方法が異なることがあります。

はい

令和7年1月～12月にどんな収入がありましたか？

非課税収入のみ（遺族年金・障害年金・失業給付金等）又は収入なし

- 市内在住の親族の税金上の扶養になっている ①
- 誰の税法上の扶養にもなっていない ②
- 市外在住の親族の税法上の扶養になっている ②

① 申告不要  
市民税・県民税申告、所得税の確定申告の必要はありません。  
※令和8年度の市民税・県民税は給与支払報告書、公的年金支払報告書に基づいて計算されます。

主に給与収入

- ◆ 1か所からの給与収入のみ
- ◆ 年末調整済み
- ◆ 年末調整の内容に変更がない
- 他の所得がない ①
- 他の所得が20万円以下 ②
- 他の所得が20万円超 ③
- 次のような場合 ③
  - ◆ 2か所以上から給与の支払いを受けた
  - ◆ 年末調整の内容に変更がある
  - ◆ 新規に住宅借入金等特別控除を受ける
  - ◆ 年末調整が済んでいない
  - ◆ 医療費控除がある
  - ◆ 給与収入が2千万円を超える

② 市民税・県民税申告  
市民税・県民税申告をする必要があります。  
※所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

主に公的年金等の収入（遺族年金・障害年金は含まない）

- 年金収入の額が400万円以下
  - 他の所得がない
    - 追加する所得控除がない ①
    - 追加する所得控除がある ②
  - 他の所得が20万円以下 ②
  - 他の所得が20万円を超える ③
- 年金収入の額が400万円を超える ③

③ 確定申告  
所得税の確定申告をする必要があります。  
※確定申告をすれば市民税・県民税申告は必要ありません。

営業・農業・不動産・雑・一時などの収入がある人

- 所得金額（収入－経費）より所得控除額が多い ②
- 所得金額（収入－経費）より所得控除額が少ない ③

※令和8年1月1日に相模原市に住んでいないが、住民票がある場合、その旨の市・県民税申告を提出してください。○この表は目安であり、ご自身の状況によって、適切な申告方法が異なることがあります。